

## 日本小児循環器学会地方会制度規則

### (目的)

第1条 本制度の目的は、特定非営利活動法人日本小児循環器学会（以下本学会と呼ぶ）会員の生涯教育と日本小児循環器学会専門医の育成にとって有益であると認められる地域の学会、研究会等を「日本小児循環器学会地方会」として認定し、その会の維持、発展を支援することにある。「日本小児循環器学会地方会」への参加者には本学会が定める修練単位を与える。

### (認定基準)

第2条 前条の目的達成のため、本学会は、定款第5条に基づき「日本小児循環器学会地方会」認定基準を別に定める。

### (委員会)

#### 第3条

本学会は日本小児循環器学会地方会委員会を設置し、地域の学会、研究会等について「日本小児循環器学会地方会」への申請があった場合、認定の審議を行う。委員会は審議の結果を理事会に報告し、承認を得なくてはならない。地方会委員会の委員は本学会評議員のうちから、地方会委員会細則に定める規定により選出する。

### (認定手続き)

#### 第4条

認定基準により「日本小児循環器学会地方会」の認定を受けようとする学会、研究会等は、所定の申請書を本学会に提出しなければならない。

2. 「日本小児循環器学会地方会」の認定は、地方会委員会における審議のうえ、理事会が行う。

### (認定更新)

#### 第5条

「日本小児循環器学会地方会」は5年毎に、更新のため、認定手続きと同じ手続きを取らなくてはならない。

### (認定取り消し)

#### 第6条

認定の取り消しは、地方会委員会での審議のうえ、理事会の承認を必要とする。

(疑義)

第7条

認定および認定取り消しについて、当該学会、研究会等の代表者は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つ。

(公示)

第8条

本学会は「日本小児循環器学会地方会」に関する必要な事項を、本学会機関紙およびホームページに公示するものとする。

(細則)

第9条

本規則の施行に関する細則は、地方会委員会および理事会の議を経て、理事会において定める。

(改正)

第10条

本規則は理事会の議を経て、総会の議決により改正することができる。

付則

(施行期日)

この規約は、平成26年7月4日から施行する。